

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年4月13日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩本 信之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山村 政
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続申込期間（平成27年10月14日から平成28年10月13日まで）
5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月13日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

（ 下線部 _____ は訂正部分を示します。 ）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

2 < 略 >

< 略 >

●収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

2 < 略 >

< 略 >

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

< 略 >

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成27年7月末日現在） >

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成28年2月末日現在） >

< 略 >

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

< 略 >

上記の運用体制は平成27年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

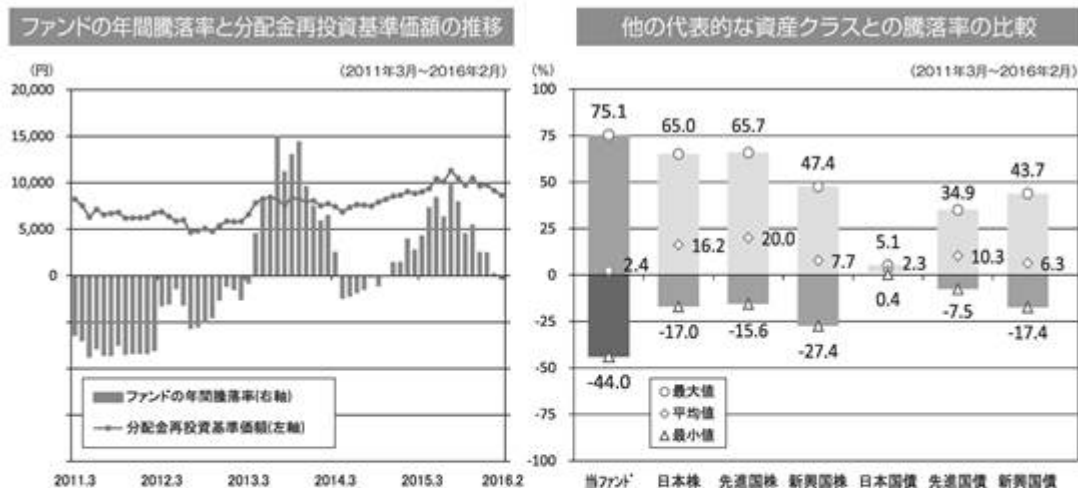
上記の運用体制は平成28年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 【投資リスク】

末尾の「参考情報」を次の内容に訂正・更新します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMJRA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMJRA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMJRA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時

< 略 >

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と通算できます。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加されます。

< 略 >

法人の投資者に対する課税

< 略 >

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、平成49年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

法人税等の計算において、税額控除制度が適用されます。益金不算入の対象となります。

< 略 >

（ ）上記は、平成27年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時

< 略 >

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

< 略 >

法人の投資者に対する課税

< 略 >

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収_されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、平成49年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度が適用されます。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

< 略 >

（ ）上記は、平成28年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

5 【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

(1) 【投資状況】（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	245,304,600	100.00
内 日本	245,304,600	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,456	0.00
純資産総額	245,297,144	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	数 業種 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	東京瓦斯	日本	株式	電気・ガス 業	64,000	500.10 32,006,400	521.10 33,350,400	13.60
2	関西電力	日本	株式	電気・ガス 業	23,300	1,218.00 28,379,400	1,240.00 28,892,000	11.78
3	東京電力	日本	株式	電気・ガス 業	48,400	572.00 27,684,800	572.00 27,684,800	11.29
4	中部電力	日本	株式	電気・ガス 業	17,500	1,435.00 25,112,500	1,488.00 26,040,000	10.62
5	大阪瓦斯	日本	株式	電気・ガス 業	59,000	409.00 24,131,000	430.20 25,381,800	10.35
6	東北電力	日本	株式	電気・ガス 業	14,300	1,409.00 20,148,700	1,442.00 20,620,600	8.41
7	電源開発	日本	株式	電気・ガス 業	4,900	3,785.00 18,546,500	3,485.00 17,076,500	6.96
8	九州電力	日本	株式	電気・ガス 業	12,600	1,148.00 14,464,800	1,135.00 14,301,000	5.83
9	中国電力	日本	株式	電気・ガス 業	7,900	1,465.00 11,573,500	1,508.00 11,913,200	4.86
10	東邦瓦斯	日本	株式	電気・ガス 業	14,000	720.00 10,080,000	787.00 11,018,000	4.49
11	北陸電力	日本	株式	電気・ガス 業	5,600	1,589.00 8,898,400	1,682.00 9,419,200	3.84
12	四国電力	日本	株式	電気・ガス 業	5,200	1,633.00 8,491,600	1,620.00 8,424,000	3.43

13	北海道電力	日本	株式	電気・ガス業	5,400	1,090.00 5,886,000	956.00 5,162,400	2.10
14	沖縄電力	日本	株式	電気・ガス業	600	2,844.00 1,706,400	2,778.00 1,666,800	0.68
15	西部瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	6,000	256.00 1,536,000	243.00 1,458,000	0.59
16	静岡ガス	日本	株式	電気・ガス業	1,600	712.00 1,139,200	719.00 1,150,400	0.47
17	メタウォーター	日本	株式	電気・ガス業	400	2,656.00 1,062,400	2,458.00 983,200	0.40
18	広島ガス	日本	株式	電気・ガス業	1,000	392.00 392,000	366.00 366,000	0.15
19	北海道瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	1,000	272.00 272,000	275.00 275,000	0.11
20	イーレックス	日本	株式	電気・ガス業	100	1,495.60 149,560	1,213.00 121,300	0.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	100.00%
合計	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
電気・ガス業	100.00%
合計	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配前) (円)	純資産総額 (分配後) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配前)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配後)(円)	東京証券取引所 市場相場
第1計算期間末 (平成21年1月20日)	1,718,742,342	1,734,971,951	12,814	12,935	-
第2計算期間末 (平成21年7月20日)	1,534,399,940	1,551,031,936	11,440	11,564	-
第3計算期間末 (平成22年1月20日)	1,537,147,155	1,553,645,022	11,460	11,583	-
第4計算期間末 (平成22年7月20日)	1,496,442,286	1,513,342,540	11,157	11,283	11,010

第5計算期間末 (平成23年1月20日)	1,369,031,951	1,386,066,334	10,207	10,334	-
第6計算期間末 (平成23年7月20日)	418,945,436	424,115,091	6,726	6,809	6,650
第7計算期間末 (平成24年1月20日)	192,688,019	195,447,544	5,935	6,020	-
第8計算期間末 (平成24年7月20日)	151,981,394	154,740,919	4,681	4,766	4,700
第9計算期間末 (平成25年1月20日)	176,258,391	177,686,851	5,429	5,473	5,370
第10計算期間末 (平成25年7月20日)	265,785,676	267,214,136	8,187	8,231	8,100
第11計算期間末 (平成26年1月20日)	227,066,680	228,008,165	6,994	7,023	6,980
第12計算期間末 (平成26年7月20日)	222,560,949	223,567,364	6,855	6,886	6,790
第13計算期間末 (平成27年1月20日)	247,874,156	248,880,571	7,635	7,666	7,540
平成27年2月末日	253,196,135	-	7,799	-	7,790
3月末日	258,755,666	-	7,970	-	8,180
4月末日	268,794,009	-	8,280	-	8,260
5月末日	299,069,722	-	9,212	-	9,170
6月末日	289,102,769	-	8,905	-	-
第14計算期間末 (平成27年7月20日)	306,052,746	307,416,276	9,427	9,469	-
7月末日	322,744,124	-	9,941	-	9,870
8月末日	299,281,553	-	9,219	-	9,220
9月末日	277,671,973	-	8,553	-	-
10月末日	299,390,776	-	9,222	-	9,150
11月末日	275,389,805	-	8,483	-	8,480
12月末日	277,757,570	-	8,556	-	8,510
第15計算期間末 (平成28年1月20日)	241,701,146	242,967,281	7,445	7,484	7,660
平成28年1月末日	259,907,262	-	8,006	-	7,940
2月末日	245,297,144	-	7,556	-	-

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	121
第2計算期間	124
第3計算期間	123
第4計算期間	126
第5計算期間	127
第6計算期間	83
第7計算期間	85
第8計算期間	85

第9計算期間	44
第10計算期間	44
第11計算期間	29
第12計算期間	31
第13計算期間	31
第14計算期間	42
第15計算期間	39

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	2.5
第2計算期間	9.8
第3計算期間	1.3
第4計算期間	1.5
第5計算期間	7.4
第6計算期間	33.3
第7計算期間	10.5
第8計算期間	19.7
第9計算期間	16.9
第10計算期間	51.6
第11計算期間	14.2
第12計算期間	1.5
第13計算期間	11.8
第14計算期間	24.0
第15計算期間	20.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	0	0
第2計算期間	0	0
第3計算期間	0	0
第4計算期間	0	0
第5計算期間	0	0
第6計算期間	0	71,844
第7計算期間	0	29,820
第8計算期間	0	0
第9計算期間	0	0
第10計算期間	0	0
第11計算期間	0	0
第12計算期間	0	0
第13計算期間	0	0
第14計算期間	0	0
第15計算期間	0	0

(注) 当初設定数量は134,129口です。

[次へ](#)

（参考情報）運用実績

2016年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,556円
純資産総額	2.4億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-5.6%
3カ月間	-10.5%
6カ月間	-17.6%
1年間	-2.2%
3年間	47.8%
5年間	-23.4%
設定来	-31.5%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(1口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 81円 設定来分配金合計額: 1,134円

決算期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
	10年7月	11年1月	11年7月	12年1月	12年7月	13年1月	13年7月	14年1月	14年7月	15年1月	15年7月	16年1月
分配金	126円	127円	83円	85円	85円	44円	44円	29円	31円	31円	42円	39円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	20	100.0%	電気・ガス業	100.0%	東京瓦斯	電気・ガス業	13.6%
国内株式先物	-	-			関西電力	電気・ガス業	11.8%
不動産投資信託等	-	-			東京電力	電気・ガス業	11.3%
コール・ローン、その他	-	-0.0%			中部電力	電気・ガス業	10.6%
合計	20	100.0%			大阪瓦斯	電気・ガス業	10.3%
株式市場・上場別構成					東北電力	電気・ガス業	8.4%
一部(東証・名証)		100.0%			電源開発	電気・ガス業	7.0%
二部(東証・名証)		-			九州電力	電気・ガス業	5.8%
新興市場他		-			中国電力	電気・ガス業	4.9%
その他		-			東邦瓦斯	電気・ガス業	4.5%
合計		100.0%	合計	100.0%	合計		88.2%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIX-17 電力・ガスです。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2008年※は設定日(7月22日)から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

<訂正前>

<略>

<略>

<略>

<略>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前__に定める株式（前 および前に該当する場合の金銭を含みます。）または前__に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

<略>

<略>

<略>

<略>

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前__に定める株式（前 および前に該当する場合の金銭を含みます。）または前__に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

<訂正後>

<略>

<略>

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本 において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するために必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

<略>

<略>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前__に定める株式（前 __前 および前__に該当する場合の金銭を含みます。）または前__に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

<略>

— < 略 >

— < 略 >

— < 略 >

— 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前__に定める株式（前__、前__および前__に該当する場合の金銭を含みます。）または前__に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとし、

2 【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

< 解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

< 交換 >

< 略 >

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとし、当該抹消にかかる手続きおよび後__に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後__ または後__ に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前__ の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後__ または後__ の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後__ に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものとして取扱います。

< 略 >

< 略 >

— 受託会社は、前__ に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとし、受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前__ の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。

— < 略 >

< 略 >

< 訂正後 >

< 解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権（受託会社が「3 資産管理等の概要(5)」に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5)」の規定による請求により買取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

< 交換 >

< 略 >

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとし、当該抹消にかかる手続きおよび後__に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後__ または後__ に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前__ の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後__ または後__ の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後__ に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものととして取扱います。

< 略 >

< 略 >

前__ の規定にかかわらず、前__ の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本__ において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとし、

受託会社は、前__ に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとし、別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前__ の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。

< 略 >

< 略 >

4 【受益者の権利等】

< 訂正前 >

< 略 >

< 略 >

< 略 >

2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 略 >

< 略 >

2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます）

す。)または法人番号(同法同条に規定する法人番号をいいます。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。)が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

< 略 >

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成27年7月21日から平成28年1月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス

(1) 【貸借対照表】

	第14期	第15期
	平成27年7月20日現在	平成28年1月20日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,779,077	1,410,194
株式	305,957,850	241,862,600
未収配当金	9,600	9,600
未収利息	6	-
前払金	-	138,000
差入委託証拠金	-	64,500
流動資産合計	307,746,533	243,484,894
資産合計	307,746,533	243,484,894
負債の部		
流動負債		
未払金	-	191,236
未払収益分配金	1,363,530	1,266,135
未払受託者報酬	72,537	78,576
未払委託者報酬	188,658	204,364
その他未払費用	69,062	43,437
流動負債合計	1,693,787	1,783,748
負債合計	1,693,787	1,783,748
純資産の部		
元本等		
元本	1	409,773,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	103,720,484
（分配準備積立金）		29,668
元本等合計		306,052,746
純資産合計	306,052,746	241,701,146
負債純資産合計	307,746,533	243,484,894

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第14期	第15期
	自 平成27年1月21日 至 平成27年7月20日 金額(円)	自 平成27年7月21日 至 平成28年1月20日 金額(円)
営業収益		
受取配当金	1,670,100	1,577,900
受取利息	80	174
有価証券売買等損益	58,173,599	64,145,506
派生商品取引等損益	-	191,236
営業収益合計	59,843,779	62,758,668
営業費用		
受託者報酬	72,537	78,576
委託者報酬	188,658	204,364
その他費用	40,464	43,857
営業費用合計	301,659	326,797
営業利益又は営業損失()	59,542,120	63,085,465
経常利益又は経常損失()	59,542,120	63,085,465
当期純利益又は当期純損失()	59,542,120	63,085,465
期首剰余金又は期首欠損金()	161,899,074	103,720,484
分配金 1	1,363,530	1,266,135
期末剰余金又は期末欠損金()	103,720,484	168,072,084

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第15期	
	自 平成27年7月21日	至 平成28年1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第14期	第15期
	平成27年7月20日現在	平成28年1月20日現在
1. 1 期首元本額	409,773,230円	409,773,230円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部交換元本額	- 円	- 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	32,465口	32,465口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は103,720,484円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は168,072,084円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第14期	第15期
	自 平成27年1月21日 至 平成27年7月20日	自 平成27年7月21日 至 平成28年1月20日

1 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(1,670,180円)及び分配準備積立金(24,677円)の合計額から、経費(301,659円)を控除して計算される分配対象額は1,393,198円(1口当たり42円)であり、うち1,363,530円(1口当たり42円)を分配金額としております。	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(1,578,074円)及び分配準備積立金(29,668円)の合計額から、経費(326,797円)を控除して計算される分配対象額は1,280,945円(1口当たり39円)であり、うち1,266,135円(1口当たり39円)を分配金額としております。
------------	---	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第15期 自 平成27年7月21日 至 平成28年1月20日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における株価指数先物取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第15期 平成28年1月20日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第14期 平成27年7月20日現在	第15期 平成28年1月20日現在
--	----------------------	----------------------

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	58,006,361	63,791,254
合計	58,006,361	63,791,254

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第14期 平成27年7月20日現在	第15期 平成28年1月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 平成27年7月21日 至 平成28年1月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 平成27年7月20日現在	第15期 平成28年1月20日現在
1口当たり純資産額	9,427円	7,445円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
東京電力	48,600	572.00	27,799,200	
中部電力	17,500	1,435.00	25,112,500	
関西電力	23,400	1,218.00	28,501,200	
中国電力	7,900	1,465.00	11,573,500	
北陸電力	5,600	1,589.00	8,898,400	
東北電力	14,300	1,409.00	20,148,700	
四国電力	5,200	1,633.00	8,491,600	
九州電力	12,700	1,148.00	14,579,600	
北海道電力	5,400	1,090.00	5,886,000	
沖縄電力	600	2,844.00	1,706,400	
電源開発	4,900	3,785.00	18,546,500	
東京瓦斯	64,000	500.10	32,006,400	
大阪瓦斯	59,000	409.00	24,131,000	
東邦瓦斯	14,000	720.00	10,080,000	
北海道瓦斯	1,000	272.00	272,000	
広島ガス	1,000	392.00	392,000	
西部瓦斯	6,000	256.00	1,536,000	
静岡ガス	1,600	712.00	1,139,200	
メタウォーター	400	2,656.00	1,062,400	
合計			241,862,600	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

【純資産額計算書】

平成28年2月29日

資産総額	245,394,306円
負債総額	97,162円
純資産総額（ - ）	245,297,144円
発行済数量	32,465口
1 単位当たり純資産額（ / ）	7,556円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

< 訂正前 >

< 略 >

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

< 略 >

第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

< 訂正後 >

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成27年3月 末日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
イービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
ドイツ証券株式会社	72,728	
野村證券株式会社	10,000	
みずほ証券株式会社	125,167	

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガスの平成27年7月21日から平成28年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガスの平成28年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。